

**田舎館村**

**子ども・子育て支援事業計画**

**平成27年3月**

**青森県田舎館村**



## はじめに



人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する社会のなか、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくなく、また子育て中の母親の就業率も高まって保育ニーズの多様化も進んでいます。そのため、国をはじめ自治体や地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築することが緊急の課題となっています。

このような状況のなか、本村では平成16年に次世代育成支援対策推進法にもとづく「田舎館村次世代育成支援対策推進行動計画」を、平成21年には「田舎館村次世代育成支援対策推進行動計画（後期行動計画）」を策定し、少子化傾向に歯止めをかけるため安心して子育てができる対策に取り組んできました。また、子育て中の親だけではなく、次代を担う子どもへの支援を行うとともに、若い世代が安心して子どもを産み、子育てをしたくなるまちづくりを推進してきました。

平成24年8月には子ども・子育て関連3法が成立し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みが定められました。これを受け、このたび本村では、「子ども・子育て支援法」にもとづく平成27年度からの5年間の第1期とする「田舎館村子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

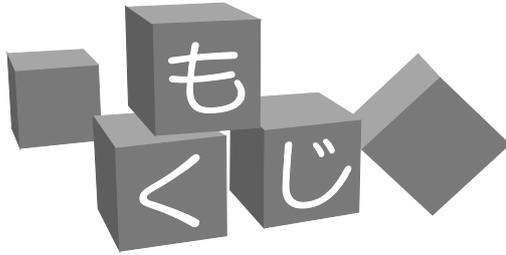
新計画では、これまでの次世代育成支援対策推進行動計画の施策を受け継ぎながら新制度における事業を重点施策として位置づけ、取り組むべき事業・方策の見直しを行いました。

最後に、この計画の策定にあたり御尽力いただきました「田舎館村子ども・子育て会議」の皆様をはじめ、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」に御協力いただきました村民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成27年3月

田舎館村長 鈴木 孝 雄





## CONTENTS

第1章 計画策定にあたって.....	3
1 計画策定の趣旨 .....	3
2 計画の位置づけ .....	3
3 他計画との関係 .....	4
4 計画期間.....	4
5 計画の策定体制と村民意見の反映 .....	5
6 県や近隣市町村との連携.....	5
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題.....	9
1 田舎館村の地域特性.....	9
2 本村における人口と子ども人口の状況.....	10
(1) 人口と子ども人口の推移 .....	10
(2) 合計特殊出生率の推移 .....	11
3 子育て家庭の状況 .....	12
(1) 子育て世帯の推移.....	12
(2) 子育て世帯の子ども人数と主な保育者.....	13
4 就労状況.....	14
(1) 本村の就業率 .....	14
(2) 母親の就労状況 .....	15
5 子育て支援事業の提供体制と利用状況.....	18
(1) 子育て支援事業の提供体制 .....	18
(2) 子育て支援事業の利用状況 .....	19
6 施策の進捗評価 .....	21
7 本村における課題の整理.....	22
第3章 計画の基本理念と基本目標等 .....	25
1 計画の基本理念 .....	25
2 計画の基本目標 .....	26
3 施策の体系図 .....	27
第4章 子ども・子育て支援の事業展開 .....	31
1 教育・保育事業等の提供区域 .....	31
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計 .....	32

(1) 推計の手順 .....	32
(2) 子ども人口の推計 .....	33
(3) 家庭類型（現状・潜在）別児童数の算出 .....	34
(4) 教育・保育事業のニーズ量見込み .....	35
(5) 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込み .....	36
3 施設型事業 .....	37
(1) 教育施設（幼稚園、認定こども園） .....	37
(2) 保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業） .....	38
(3) 認定こども園【再掲】 .....	39
4 地域型保育給付事業 .....	40
(1) 小規模保育事業 .....	40
(2) 家庭的保育事業 .....	40
(3) 事業所内保育事業 .....	40
(4) 居宅訪問型保育事業 .....	40
5 相談支援事業 .....	41
(1) 利用者支援事業 .....	41
(2) 地域子育て支援拠点事業 .....	41
6 訪問系事業 .....	42
(1) 乳児家庭全戸訪問事業 .....	42
(2) 養育支援訪問事業 .....	43
7 通所系事業 .....	44
(1) 子育て短期支援事業 .....	44
(2) 一時預かり事業 .....	44
(3) 時間外保育事業 .....	45
(4) 病児保育事業 .....	45
(5) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） .....	45
8 その他事業 .....	47
(1) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） .....	47
(2) 妊婦健康診査 .....	47
(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 .....	47
(4) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 .....	48
第5章 次世代育成支援の施策展開 .....	51
基本目標Ⅰ ゆとりと愛情をもって子育てができる環境づくり .....	52

施策1	安心して妊娠・出産できるための支援	52
施策2	子育ての不安や負担の軽減	53
施策3	多様なニーズに合わせた保育サービスの充実	55
施策4	特別な援助を要する家庭への支援	56
基本目標Ⅱ	次代を担う若者を育てる人づくり	59
施策1	心の豊かさを育むための支援	59
施策2	思春期の保健対策の強化と健康教育の推進	60
施策3	放課後における児童の健全な育成	62
基本目標Ⅲ	家族がみんなが安心して暮らせるまちづくり	63
施策1	子どもの安心・安全を確保	63
第6章	計画の推進体制	67
1	計画の推進	67
2	関連機関や民間企業との連携	67
3	計画の進行管理及び計画の点検・評価	67
資料編		71
1	国における少子化対策の経緯	71
2	新たな子育て支援制度の検討の背景	72
(1)	新制度の主なポイント	72
(2)	子ども・子育て会議の設置	73
(3)	新制度の全体像	74
3	新制度の事業体系	75
(1)	子どものための教育・保育給付	75
(2)	地域子ども・子育て支援事業の種類	76
(3)	保育の必要性の認定について	76
4	新制度における公費の仕組み	78
(1)	幼稚園に対する公費の仕組み	78
(2)	保育所に対する公費の仕組み	79
(3)	施設型給付の算定方法	80
5	子ども・子育て会議	81
(1)	田舎館村子ども・子育て会議条例	81
(2)	田舎館村子ども・子育て会議委員名簿	82
(3)	会議の開催日と審議内容	83





# 第1章

## 計画策定にあたって



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が成立し、3法の一つである「子ども・子育て支援法」において「我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」こととしていることから、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な支援内容が求められます。

また、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族をはじめ、すべての子どもに対して身近な地域において法に基づく支援や援助、保護を可能な限り行うとともに、関連する諸制度と連携しながら一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要があります。

田舎館村（以降「本村」という。）では、国の少子化対策<sup>\*</sup>と連動して平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成16年度に田舎館村次世代育成支援対策推進行動計画―いなかだてこども未来いきいきプラン―（前期計画）を策定し、子育て支援の推進に努めてきました。その5年後の平成21年度に改訂した後期計画では、社会情勢のさらなる変化や、より多様化する村民ニーズにも対応できるよう前期計画を評価・検討し、新たに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現する視点を追加するなど、必要な見直しを行いました。

そして、本村では平成27年4月からの新制度への移行に伴い、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用希望を含めたニーズを把握した上で、村内における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期等を盛り込んだ「田舎館村子ども・子育て支援事業計画」（以降「本計画」という。）を作成し、この計画をもとに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することとしました。

## 2 計画の位置づけ

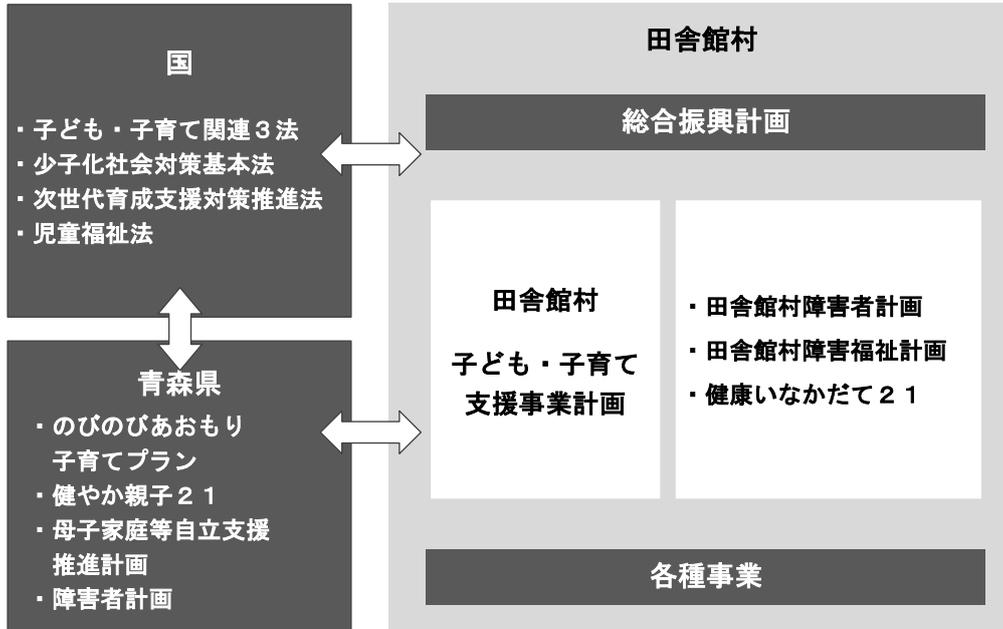
この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。また、平成26年4月に改正次世代育成支援対策推進法が成立し法の有効期限が10年間延長されたため、これまで村が取り組んできた次世代育成支援対策推進行動計画も踏まえながら、子ども・子育て支援に係る様々な分野の施策を総合的・一体的に進めるため、既存計画との整合性を図って推進していきます。

※国の少子化対策の経緯と子ども・子育て支援制度の説明は、資料編の71頁に記載しています。

### 3 他計画との関係

本計画の策定にあたっては、上位計画である「田舎館村総合振興計画」のもと、関連する「健康いなかだて21」「田舎館村障害者計画」「田舎館村障害福祉計画」との整合性を図りました。

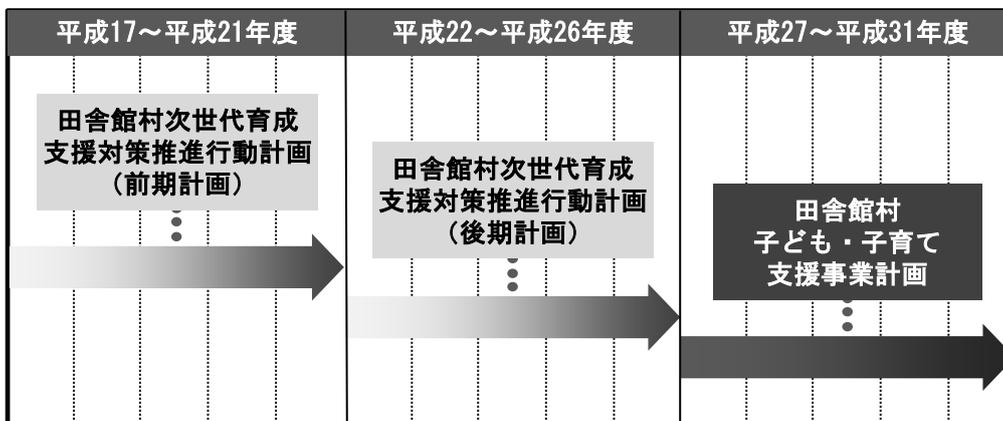
図1.1 他計画との連携



### 4 計画期間

本計画の期間は、法律に基づき平成27年度から平成31年度までの5年間とし、平成26年度に策定しました。

図1.2 計画期間



## 5 計画の策定体制と村民意見の反映

学職経験者、関係団体代表などから構成される「田舎館村子ども・子育て会議」を設置し、計画策定に向けて事業のあり方や事業ニーズ量などの必要な項目について審議を行い、その結果を計画書に反映しました。

また、本村の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行いました。調査結果から得られた子育ての現状や今後子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定を行うための基礎資料として活用しました。

図1.3 計画の策定体制



## 6 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策については、必要なニーズ量が確保できるよう庁内の関係部署が県や近隣市町村と協議・調整を行いながら、子ども・子育て支援事業の提供量の確保策について相互に連携を図りました。





## 第2章

# 子ども・子育て支援の 現状と課題



## 第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

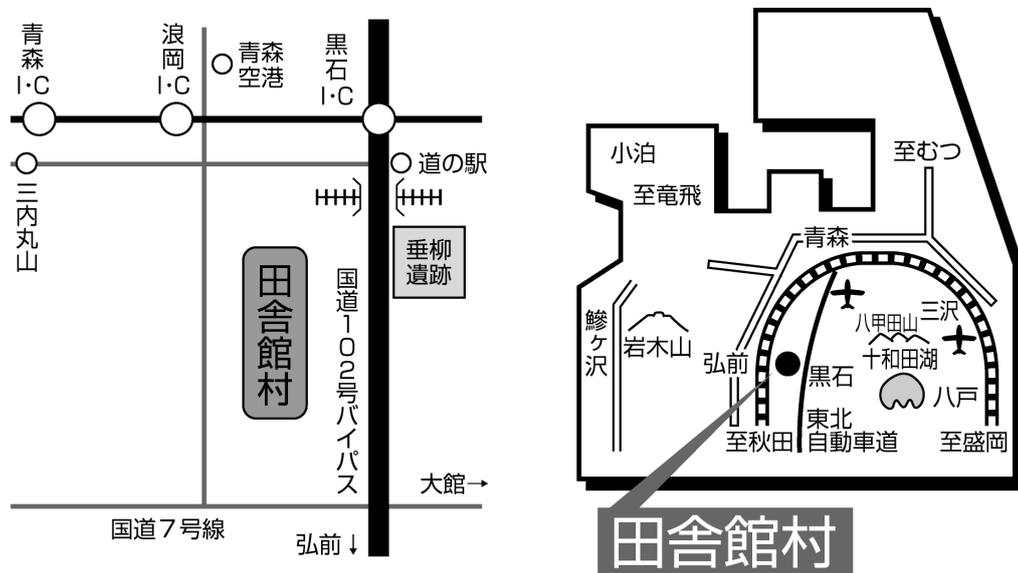
### 1 田舎館村の地域特性

田舎館村は、青森県津軽平野の南部に位置し、東は黒石市、西は弘前市、南は平川市、北は藤崎町に接する面積22.35平方キロメートルの全村平坦な農村地域です。

地形は、東西7キロメートル、南北7キロメートルと広がり、中央を東西に浅瀬石川、弘前市との境を南北に平川が流れています。平均標高30メートルの土地の大部分は沖積土で覆われ、米とりんご作りを中心としていましたが、近年はハウスによる野菜や花卉が盛んに栽培されています。

交通網は、JR奥羽本線と五能線のほかに弘南鉄道が通っており、近くには、東北自動車道黒石インターがあり、青森空港と約30キロメートルの距離にあります。

図2.1 田舎館村の位置図

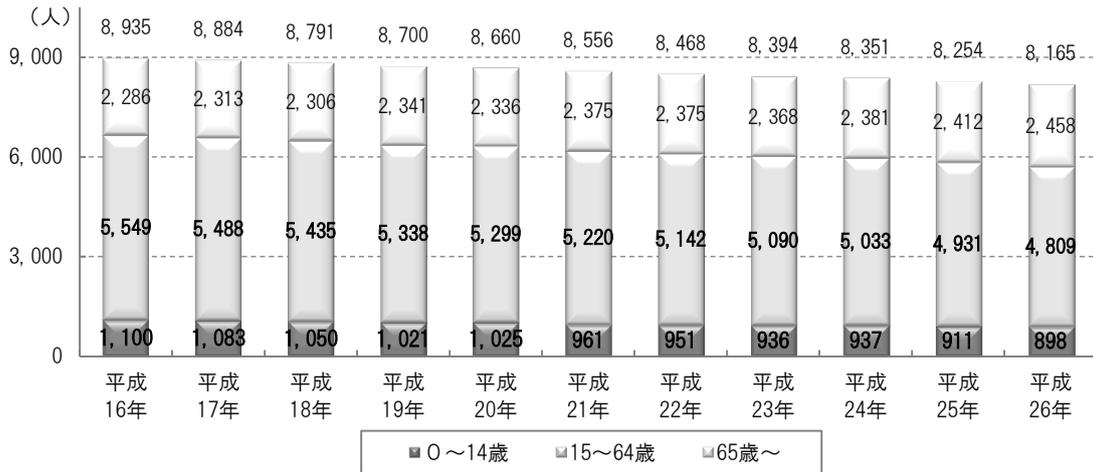


## 2 本村における人口と子ども人口の状況

### (1) 人口と子ども人口の推移

本村の人口は平成16年以降減少しています。3階級別人口でみると、平成17年以降高齢者人口（65歳以上）は1割弱増加し、生産年齢人口（15～64歳）は1割強、年少人口（0～14歳）は2割弱減少しています。

図2.2 3階級別人口の推移

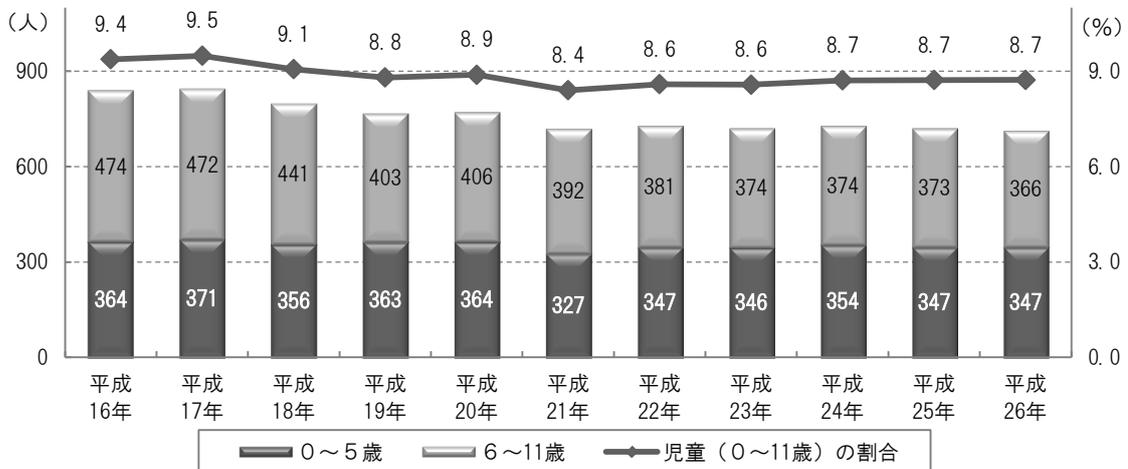


資料：住民基本台帳（各年3月31日）

子ども人口（就学前児童及び小学校児童）は、平成16年以降増減を繰り返しながら減少傾向にあります。特に0～5歳が1割未満の減少であるのに対し、6～11歳では2割強も減少しています。

総人口に対する児童（0～11歳）の割合は、平成18～19年、平成21年での減少が大きいため一時的な低下がみられますが、平成22年以降はおおよそ横ばい状態となっています。

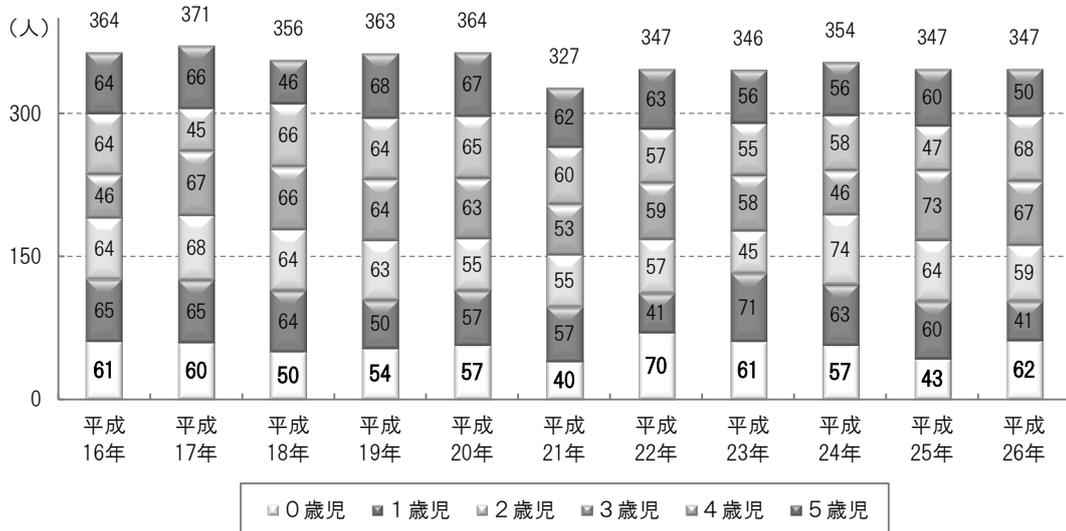
図2.3 人口と子ども人口の推移



※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合 資料：住民基本台帳（各年3月31日）

さらに就学前児童（0～5歳）の1歳階級別人口推移をみると、0歳児人口が平成18年、平成21年、平成25年の減少、平成22年の増加の影響を受け、就学前児童の人口は平成18年に減少した後増加したものの、平成21年に大きく減少しています。その後、翌平成22年に大きく増加した後は横ばい状態となっています。

図2.4 0～5歳児の人口推移

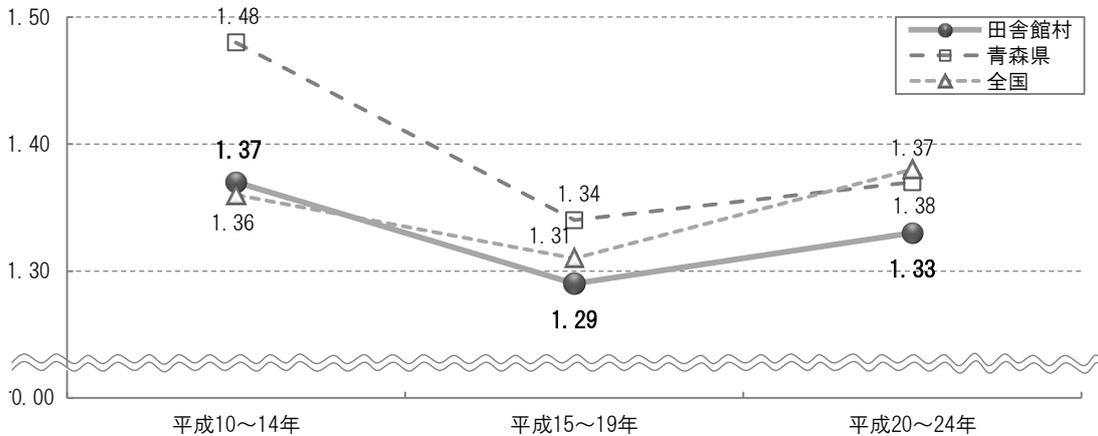


資料：住民基本台帳（各年3月31日）

## （2）合計特殊出生率の推移

本村の平成10～14年の合計特殊出生率は、青森県を下回り、全国と同水準にありましたが、平成15～19年にかけて低下の幅が全国よりも大きいため、両者を下回っています。その後平成20～24年に上昇したものの、両者の水準には達していない状況です。

図2.5 合計特殊出生率の推移



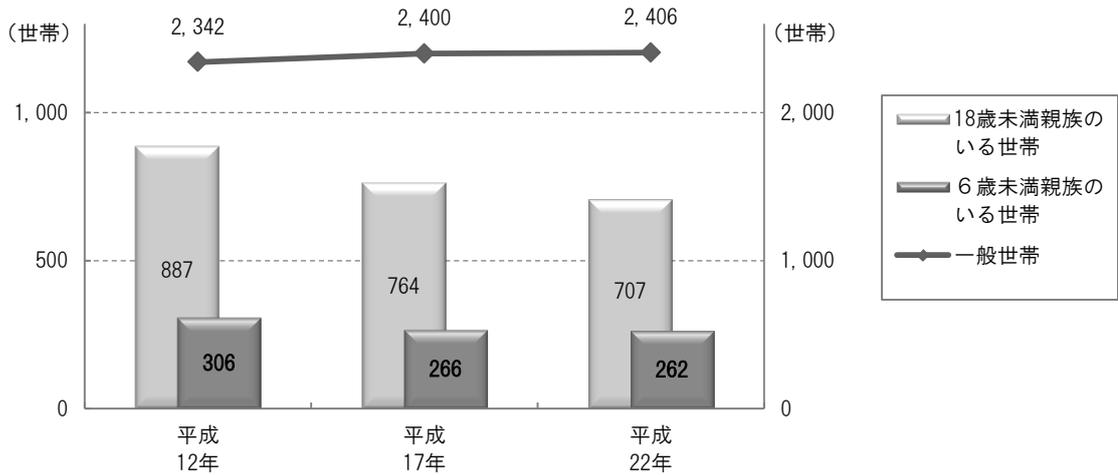
資料：厚労省 人口動態保健所・市区町村別統計

### 3 子育て家庭の状況

#### (1) 子育て世帯の推移

平成12年から平成22年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯は増加しているものの、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯はともに減少しています。

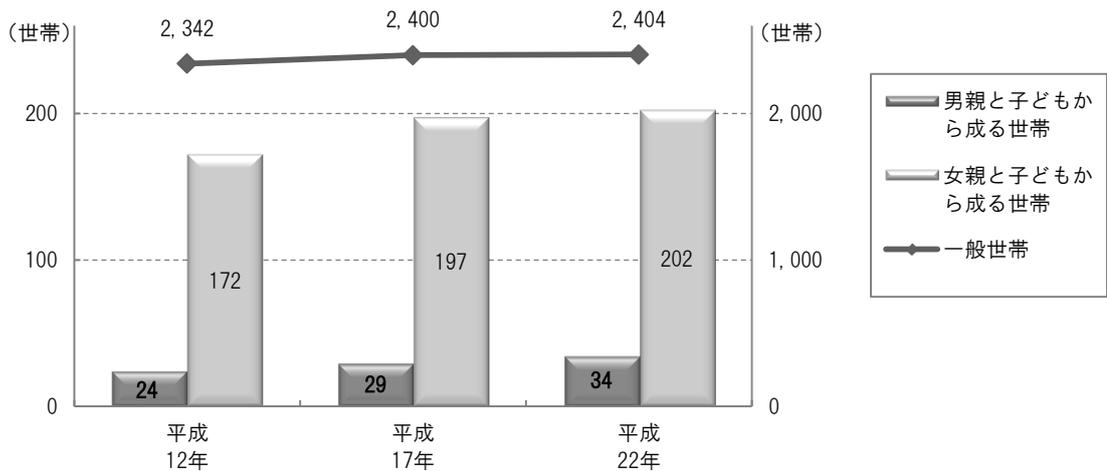
図2.6 子育て世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の推移



資料：国勢調査（各年10月）

また、ひとり親世帯の推移をみると、男親・女親と子どもから成る世帯はともに増加しています。特に女親世帯の増加の幅が大きい状況です。

図2.7 ひとり親世帯の推移

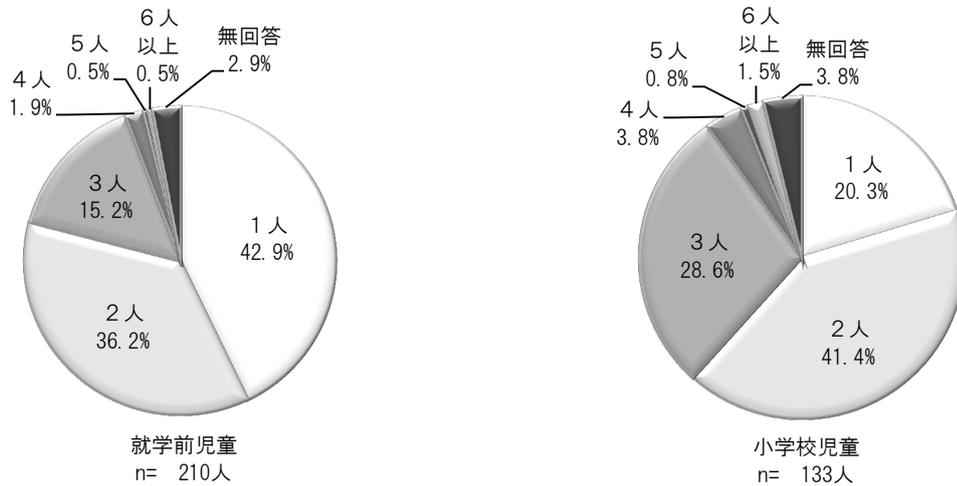


資料：国勢調査（各年10月）

## (2) 子育て世帯の子ども人数と主な保育者

調査結果をみると、回答された就学前児童の世帯に対する子どもの人数は、「1人」が最も多く、次いで「2人」「3人」の順となっています。一方、小学校児童では「2人」が最も多く、次いで「3人」「1人」の順となり、「2人」以上の世帯が多くなっています。

図2.8 子育て世帯の子ども人数



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成25年10月）

また、就学前児童の世帯で日常的に子育てに関わっている方（施設含む）は、「保育所」が最も多く、次いで「父母ともに」「祖父母」「母親」の順となっています。その一方で、育児する上で孤立状態となる「（親族等協力者は）いずれもない」方は少数となっています。

図2.9 日常的に子育てに関わっている方

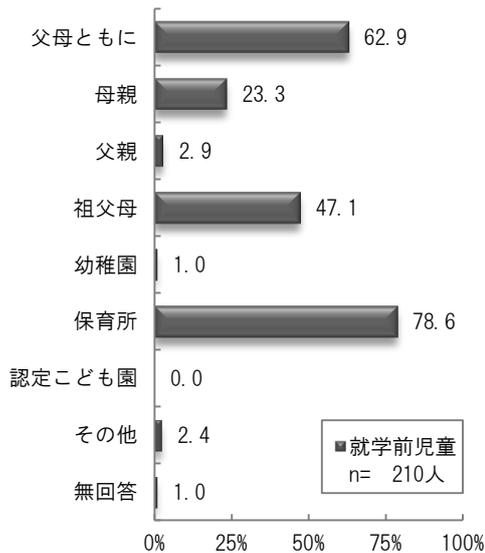
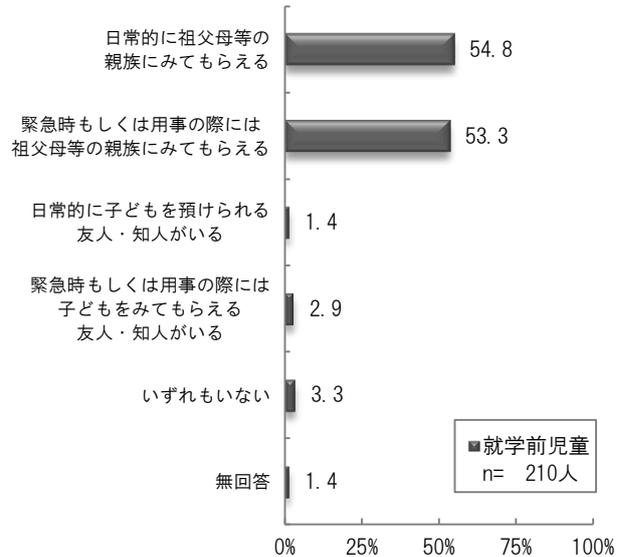


図2.10 主な親族等協力者の状況



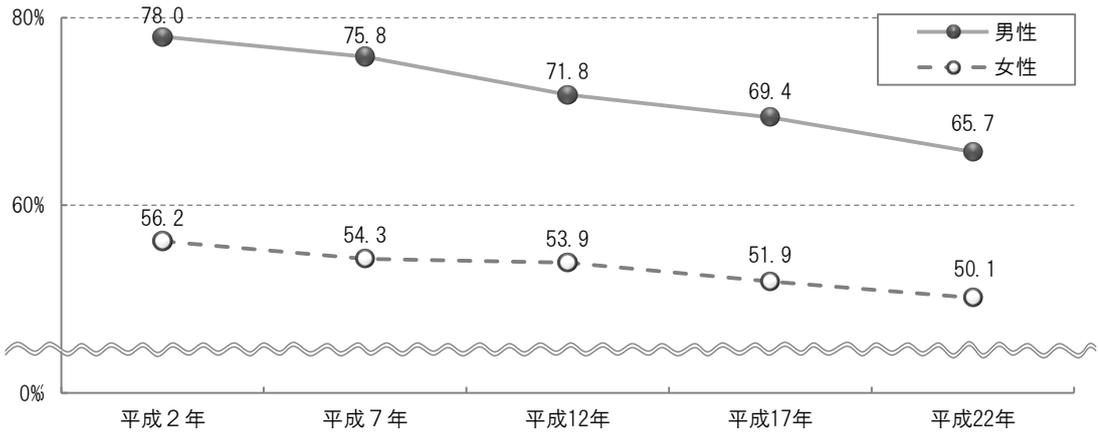
資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成25年10月）

## 4 就労状況

### (1) 本村の就業率

本村の15歳以上の就業率をみると、男女ともに就業率は低下していますが、女性よりも男性のほうが大きく低下しています。男性の就業率の低下には離職した高齢者の増加数が新たに就業した人の数を上回っている状況がうかがえます。

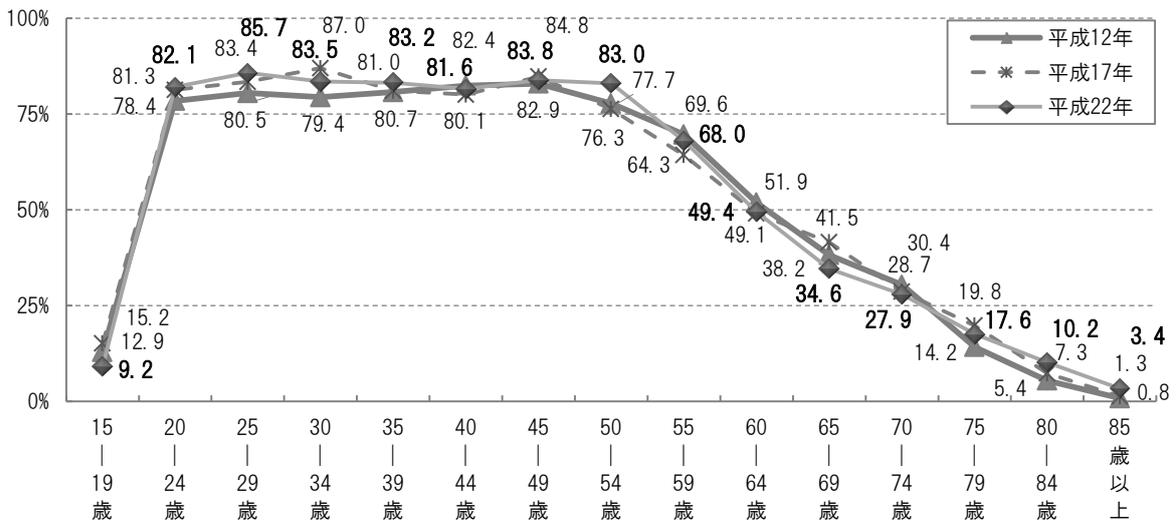
図2.11 男女別就業率の推移



資料：国勢調査（各年10月）

一般的には女性の年齢別労働力率は、30歳代を含めその前後で結婚や育児を機に一時離職することにより労働力率が低下し、いわゆるM字カーブを描きますが、本村では20～24歳から50～54歳にかけてほぼ80%台となっています。そこで、育児（子育て）をしながら就業している家庭を支援できるような環境整備が求められます。

図2.12 女性の年齢別労働力率



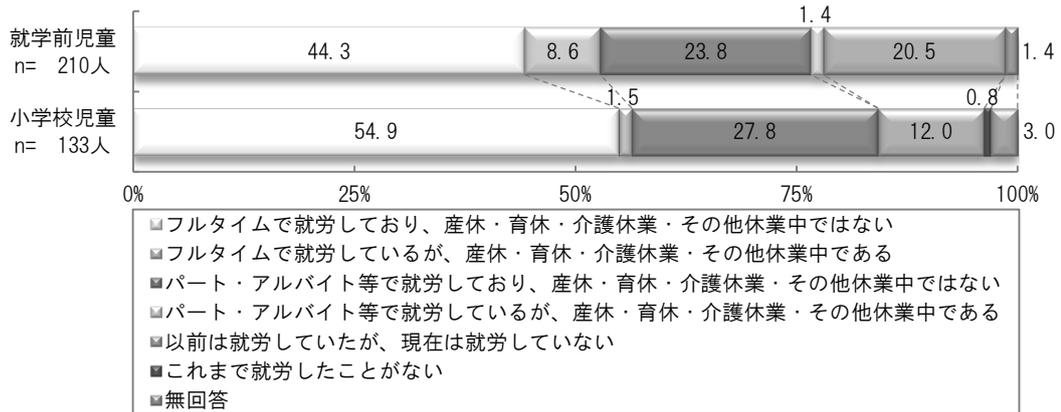
資料：国勢調査（各年10月）

## (2) 母親の就労状況

就学前児童の母親ではフルタイム等の就業形態にかかわらず「就労しており、産休・育休・介護休業・その他休業中ではない」方は7割近くあり、現在「産休・育休・介護休業・その他休業中である」方が1割となっています。

一方、小学校児童の母親では「就労しており、産休・育休・介護休業・その他休業中ではない」方が8割を超える状況です。

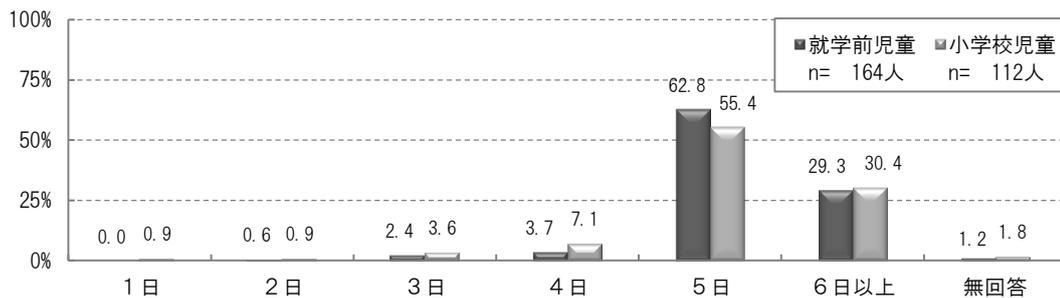
図2.13 母親の就労状況



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成25年10月）

母親の就労日数をみると、就学前児童と小学校児童ともに「5日」が最も多くなっていますが、「6日以上」でともに約3割であることから、必要に応じた休日保育事業の整備が必要となります。

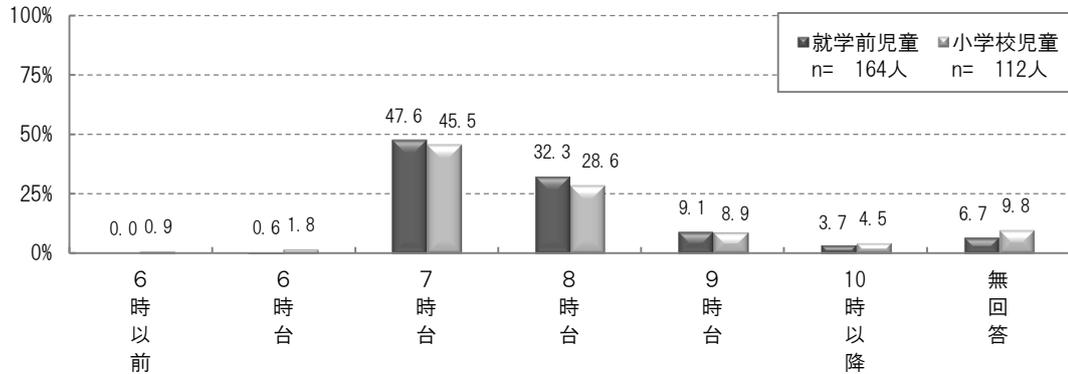
図2.14 母親の就労日数



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成25年10月）

母親の出勤時間をみると、就学前児童と小学校児童ともに「7時台」「8時台」が多くなっています。

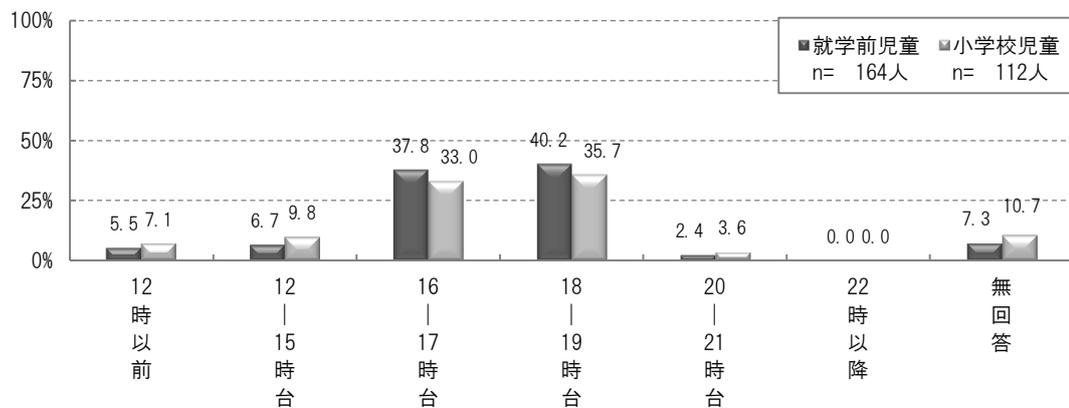
図2.15.1 母親の出勤時間



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成25年10月）

一方、帰宅時間は「20-21時台」以降の方が少ないことから、「18-19時台」まで利用できる延長保育の整備が必要となります。

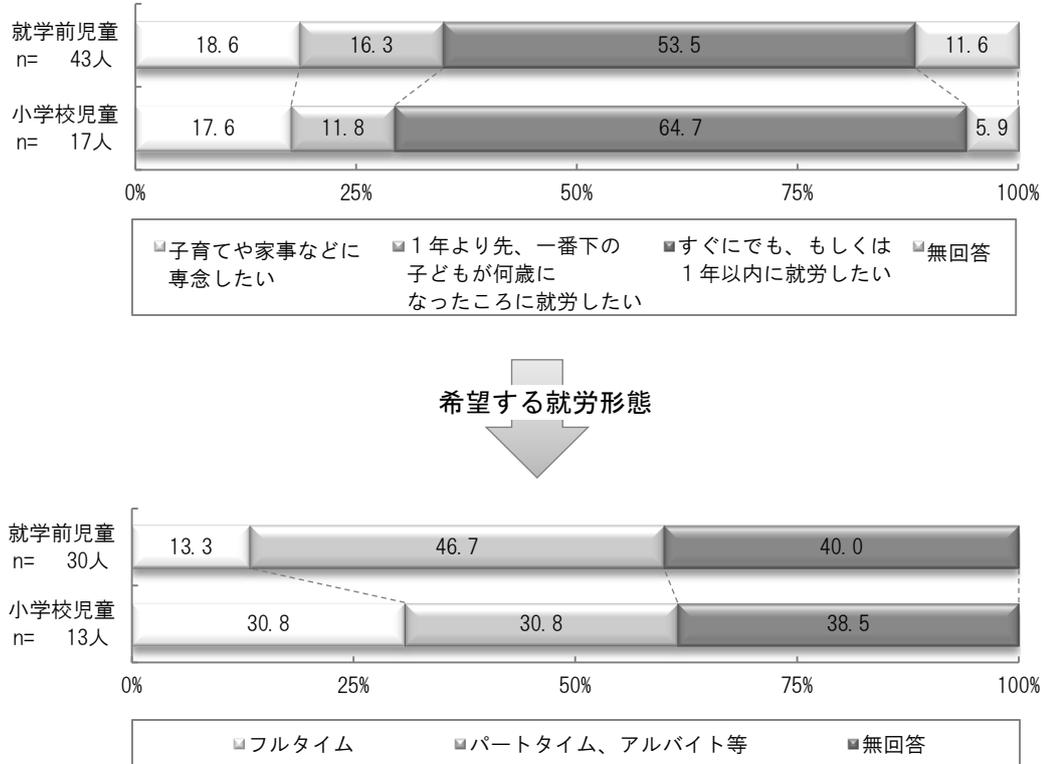
図2.15.2 母親の帰宅時間



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成25年10月）

現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、就学前児童と小学校児童ともに「1年以内に就労したい」方が5～6割台となっており、希望する就労形態は「フルタイム」が1～3割台あることから、教育・保育事業の潜在的な利用希望者が見込まれます。

図2.16 就労していない母親の今後の就労希望



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成25年10月）

## 5 子育て支援事業の提供体制と利用状況

### (1) 子育て支援事業の提供体制

本村の子育て支援事業の提供体制は、平成26年10月時点で下表のとおりとなっています。また、幼児期の教育・保育事業では平成26年度やそれ以前の年度においても待機児童はいませんでした。

表2.1 子育て支援事業の提供体制（平成26年10月）

子育て支援サービス事業名	単位	施設数等	定員数(人)
<b>1 幼児期の教育・保育事業</b>			
幼稚園	か所	0	0
認定こども園	か所	0	0
認可保育所	か所	3	240
<b>2 地域型保育事業</b>			
小規模認可保育所	か所	3	240
家庭的保育	か所	0	0
居宅訪問型保育	か所	0	0
事業所内保育施設	か所	0	0
自治体の認証・認定の保育所	か所	0	0
認可外保育施設	か所	1	65
<b>3 地域の子育て支援事業</b>			
子育て短期支援事業	か所	0	0
地域子育て支援拠点事業	か所	0	0
一時預かり事業	か所	2	-
病児・病後児保育事業	か所	0	0
ファミリー・サポート・センター事業（預かり会員）	人	0	0
放課後児童クラブ（学童保育）	か所	3	-

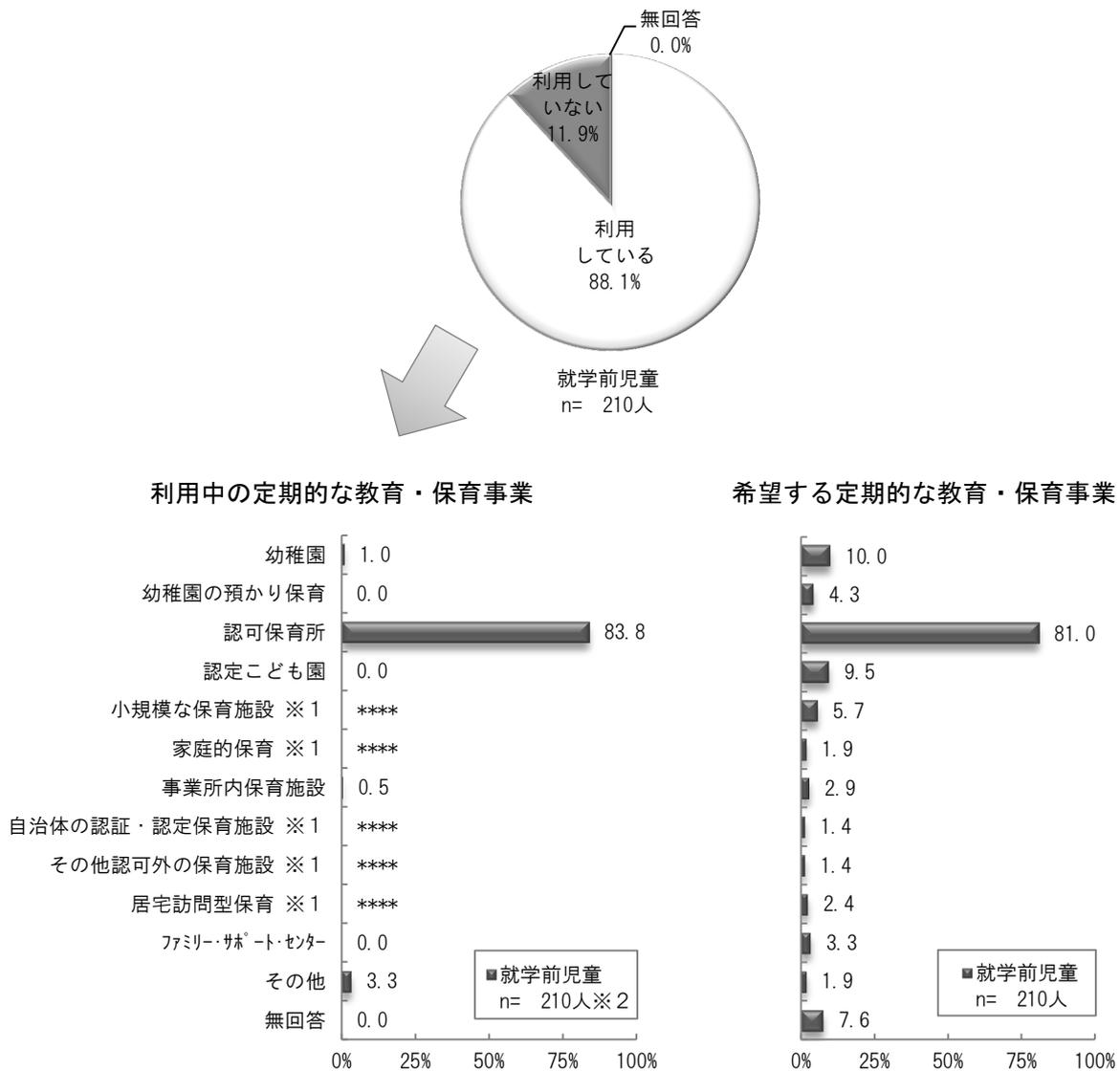
資料：住民課調べ

## (2) 子育て支援事業の利用状況

定期的な教育・保育事業（全体）を利用している就学前児童は約9割あり、そのほとんどが「認可保育所」を利用しています。また、「幼稚園」「事業所内保育施設」などの利用も少数あるようです。

また、今後の利用については、「認可保育所」の利用希望割合が最も高いほか、「幼稚園」「認定こども園」の利用希望が約1割、「小規模な保育施設」「幼稚園の預かり保育」などで少数の利用希望があります。

図2.17 定期的な教育・保育事業の利用状況



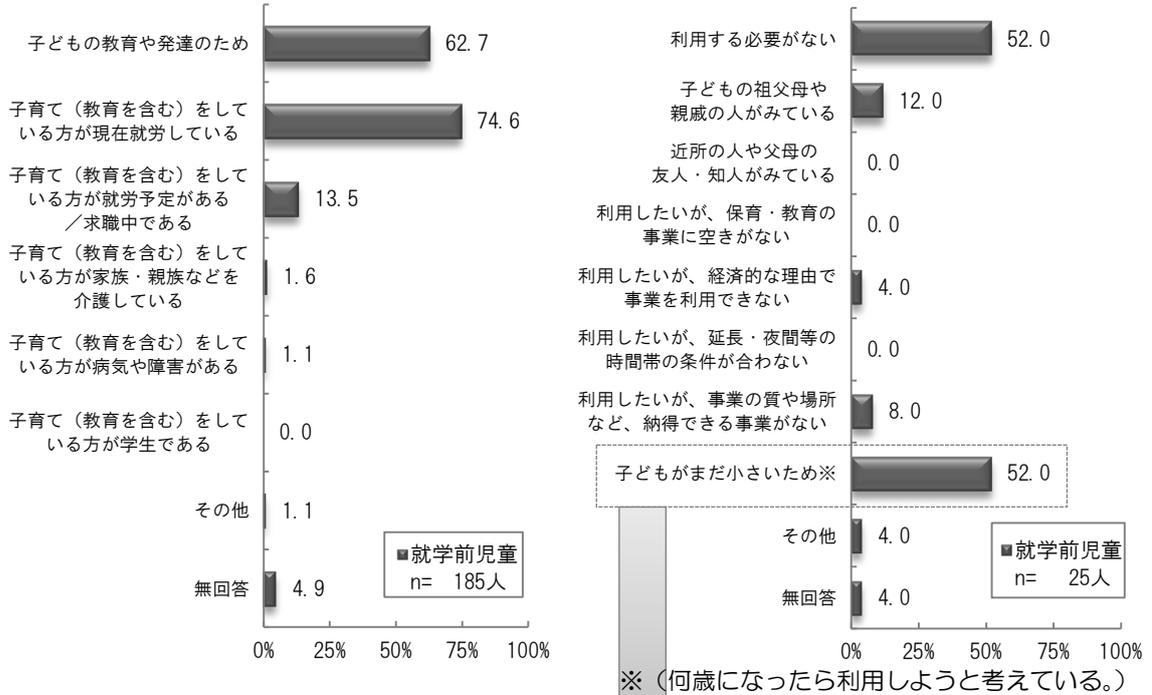
※1 「小規模な保育施設」「家庭的保育」「自治体の認証・認定保育施設」「その他認可外の保育施設」「居宅訪問型保育」は、本村では実施していません。

※2 利用中の定期的な教育・保育事業の割合は、希望と同じ母数210人としました。

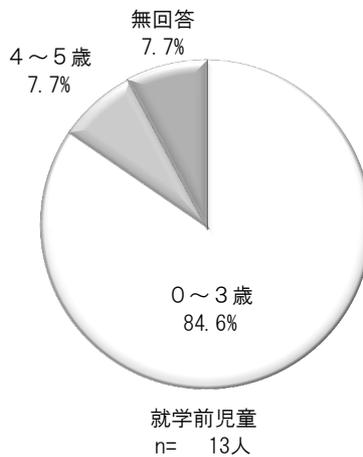
資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成25年10月）

定期的な教育・保育事業を利用している方のほとんどは、「現在就労している」「子どもの教育や発達のため」に預けているようです。また、利用していない方は「子どもがまだ小さいため」「利用する必要がない」方がともに5割台となっています。

図2.18 定期的な教育・保育事業を利用する理由と未利用理由



利用を希望する子どもの年齢



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成25年10月）

## 6 施策の進捗評価

後期計画は、3つの基本目標と8施策58事業により構成されており、下表のような進捗評価となりました。

目標達成できた32事業（55.2%）、目標に向かって推進している12事業（20.7%）、計画当初と同じであった6事業（10.3%）、未実施となった5事業（8.6%）、評価できない3事業（5.2%）という進捗評価となりました。

停滞となった事業はありませんが、未実施となった事業は、施策「安心して妊娠・出産できるための支援」の中の「母子健康管理指導事項連絡カード」、施策「子育ての不安や負担の軽減」の中の「子育てホッとランド事業」、施策「思春期の保健対策の強化と健康教育の推進」の中の「食に関する授業」、施策「子どもの安心・安全を確保」の中の「交通安全教室」「家庭内事故防止対策」の5事業でした。

表2.2 施策の進捗評価

施策名	事業数	目標達成	推進	現状維持	停滞	未実施	評価できず
計 画 全 体	58	32	12	6	0	5	3
(1)ゆとりと愛情をもって子育てができる環境づくり	37	22	5	5	0	2	3
① 安心して妊娠・出産できるための支援	5	3	0	0	0	1	1
② 子育ての不安や負担の軽減	16	11	2	0	0	1	2
③ 多様なニーズに合わせた保育サービスの充実	4	2	2	0	0	0	0
④ 特別な援助を要する家庭への支援	12	6	1	5	0	0	0
(2)次代を担う若者を育てる人づくり	13	9	3	0	0	1	0
① 心の豊かさを育むための支援	6	3	3	0	0	0	0
② 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進	5	4	0	0	0	1	0
③ 放課後における児童の健全な育成	2	2	0	0	0	0	0
(3)家族みんなが安心して暮らせるまちづくり	8	1	4	1	0	2	0
① 子どもの安心・安全を確保	8	1	4	1	0	2	0

## 7 本村における課題の整理

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援に関する調査結果や後期計画の施策進捗評価に基づき4つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

### 課題1 ニーズに対応した教育・保育事業の整備

平日の定期的な教育・保育事業の現状と今後の利用希望の比率をみると、「認定こども園」で9.5ポイント増、「幼稚園」で9.0ポイント増、「小規模な保育施設」で5.7ポイント増の伸びとなっています。そのため、利用者の新たなニーズに対応できるよう教育・保育事業の整備のあり方を近隣市町村や県の広域調整を含めて検討することが必要です。

### 課題2 母親の就労状況に準じた教育・保育事業の運営

日常的に子育てに関わっている母親の就労状況を見ると、8割近くの就学前児童の母親が就労している状況にあり、そのほとんどが19時台までに帰宅しています。なかでも「18-19時台」に帰宅する母親が4割程度を占めていることから、19時台まで預けられるような教育・保育事業の運営にあり方について検討が必要です。また、3割程度の母親が週「6日以上」就労していることから、土曜日や日曜・祝日など必要に応じた運営が求められます。

### 課題3 放課後児童クラブ（学童保育）を充実した事業内容

放課後の過ごし方の希望をみると、就学前児童（5歳のみ）では6割近くの保護者が小学校低学年のうち「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用を希望しています。児童に対する安全な放課後の過ごし方は、「放課後児童クラブ（学童保育）」が一定の役割を担っているため、子どもを預かるだけでなく子どもの資質向上に繋がる事業内容を充実させることが重要です。

### 課題4 子育てに関する公的な相談体制

子育てする上で気軽に相談できる相手がない方は、0.5割程度となっています。地域で「近所の人」などに相談する人は少なく、相談機能の役割を担っている「保健師」「子育て支援施設」などの公的機関の利用割合もまた低率に留まっています。このような状況を脱するために、子育て中の保護者の視点から公的な相談機関のあり方を再検討することが必要です。そのためにも子育て支援の相談機能を持ち気軽に相談できる環境が整っている地域子育て支援拠点事業を整備する必要があります。

特に周囲の援助が得られない子育て環境にいる家庭に対して子育て支援の手を差し伸べる対策が求められます。



## 計画の基本理念と基本目標等



## 第3章 計画の基本理念と基本目標等

### 1 計画の基本理念

本計画の基本理念は、前計画の次世代育成支援対策推進後期行動計画の様々な施策を踏襲することから、引き続き以下のものを定めます。

《基本理念》

子ども一人ひとりの豊かな感性を磨き創造性を育む むら

また、計画の基本的な視点については、前計画と同じ3つの視点から施策を見直すとともに、施策を推進するために引き続き3つの基本目標を定めました。

《基本的な視点》

#### ① 子どもの視点

子育て支援サービス等により影響を受けるのは、多くが子ども自身であるため、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に子育ては男女が協力して行うべきものという視点に立った取り組みを進めていきます。

#### ② 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親になるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めていきます。

#### ③ 社会全体による支援の視点

父母その他の保護者が子育てについての第一義務的責任を有するという基本的認識の下に、家庭や地域社会において、子育ての意義について理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるような体制の取り組みを進めていきます。

## 2 計画の基本目標

基本理念を実現するために、3つの基本目標を掲げて子ども・子育て支援の係る様々な施策を推進します。

### 基本目標Ⅰ ゆとりと愛情をもって子育てができる環境づくり

子育て家庭、特に日常的に子育てに関わっている母親の子育てに対する経済的負担感、精神的負担感、時間的束縛の負担感、肉体的負担感は、不安やストレスを募らせ、子どもや家族にも影響を及ぼすものです。

安心して心豊かに子育てできる環境をつくるためには、子育て家庭が経済的、時間的、精神的にゆとりをもつことが必要です。そのためにも子育て家庭を地域社会全体で支え合う村民意識の醸成と子育て支援システムが求められています。本村においても子育て家庭が様々な面で子どもとふれあうゆとりをもてるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進等による働きやすい環境の整備や、地域で子育てを支援する環境の整備に取り組みます。

### 基本目標Ⅱ 次代を担う若者を育てる人づくり

少子化をはじめとする現代社会の様々な変化により、子どもが本来もつべき自主性や社会性が生まれにくくなってきています。子どもが調和のとれた一人の人間として自己を確立するには、子どもが成長する場となる家庭や学校、地域社会が連携し、成長段階に応じた成功や失敗などの様々な体験を積み重ねていくことが重要です。

そのためにもいきいきとした子育てのなかで、すべての子どもが安心して育つための仕組みづくりや、地域の大人や社会・自然とふれあい豊かな体験を通して生きる力を身に付ける教育などに取り組むことで、子どもたちの自立を促し心豊かな若者を育てる人づくりを実践します。

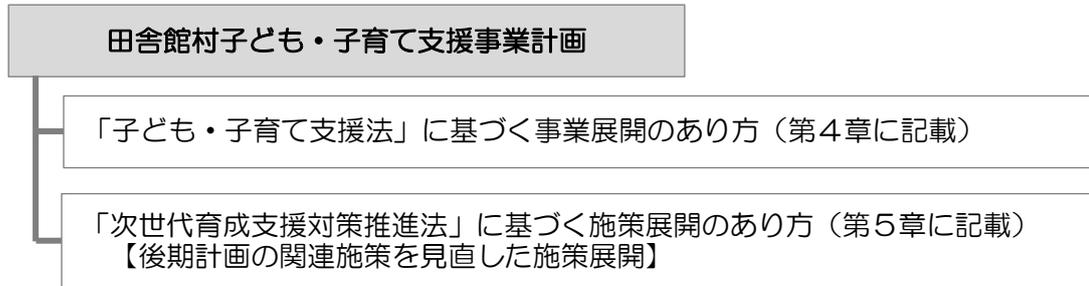
### 基本目標Ⅲ 家族みんなが安心して暮らせるまちづくり

子どもをいきいきと安心して生み育てるための、子どもと子育て家庭に配慮した住環境の充実とともに、安全で快適に暮らせるまちづくりが求められています。

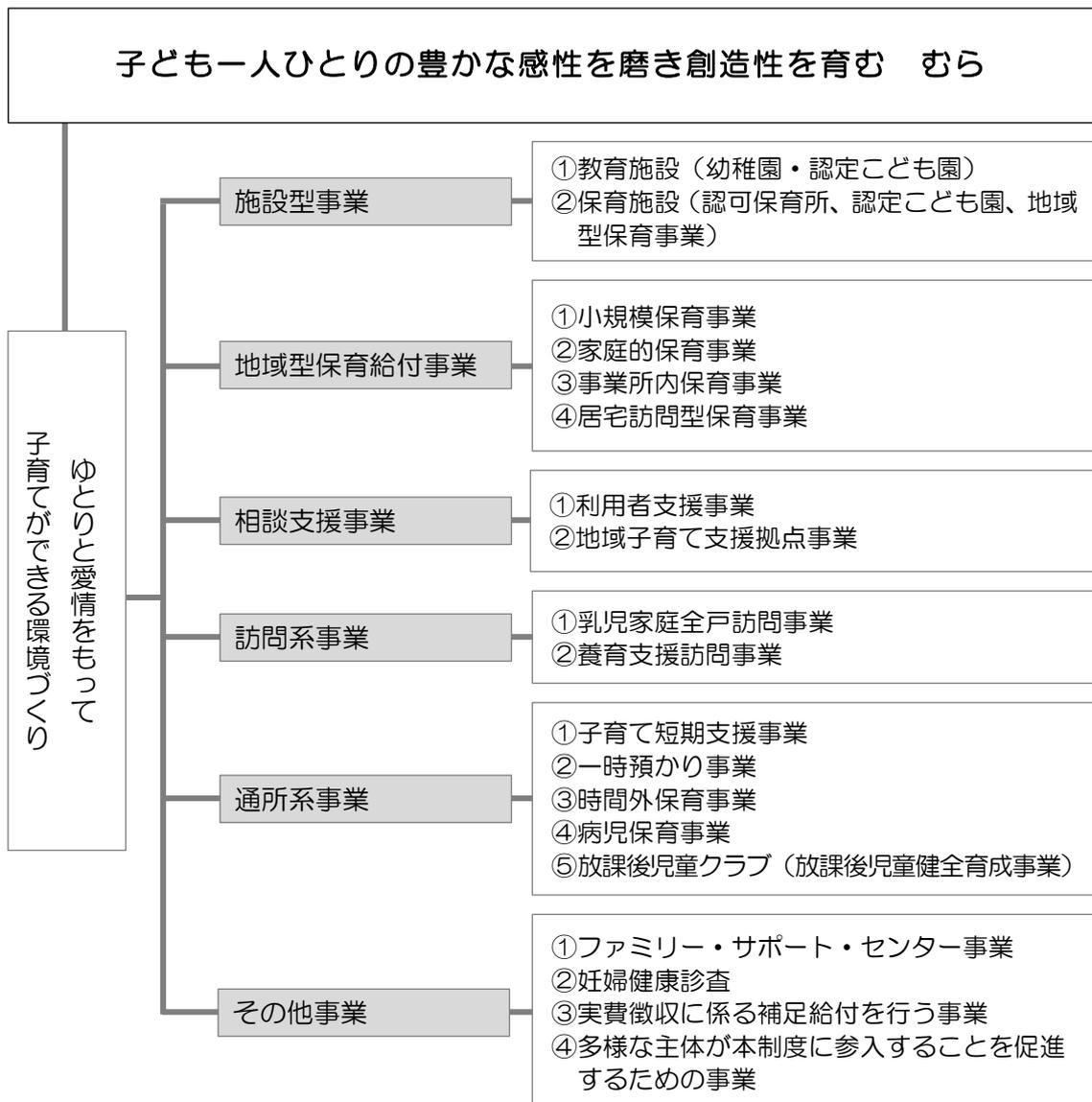
本村は大都市に隣接しながらも自然と共生した潤いのある静かな住環境に恵まれており、子どもたちが快適に過ごせ心豊かに育つ環境を備えています。しかしながら複雑多様化する災害や事件事故は後を絶たないことから、子どもたちや子育て家庭を守るために防犯意識の高揚や防犯指導をはじめ、適切な安全対策を推進します。

### 3 施策の体系図

本計画は、第1章で記載したとおり「子ども・子育て支援法」に基づいて策定しています。しかし、「次世代育成支援対策推進法」が10年間延長されたことから、「田舎館村次世代育成支援対策推進後期行動計画」の関連施策の見直しを行い、これらの施策もあわせて計画に記載しました。



#### ■子ども・子育て支援法に関する事業体系図



■次世代育成支援対策推進法に関する施策体系図

